

## ≫ こだん市100歳大学 ≪

### 新入学生募集

様々な分野の講義により、幅広い知識を習得できます。

#### ■日時

[全40回] 6月～3月の毎週火曜日  
午前10時～11時30分

#### ■場所

市民産業交流促進施設「ここぴあ」

#### ■対象

市内在住の60歳以上の人

#### ■定員

50人(はじめての人優先)

#### ■受講料

年間8,000円

#### ■申込方法

5月25日(金)までに電話で☎へ

### 市民公開講座参加者募集

#### ■日時

5月19日(土)  
午前10時～11時30分

#### ■場所

市民産業交流促進施設「ここぴあ」

#### ■演題

健康長寿にこそ「下山の教育」が必要

#### ■講師

國松善次さん(元滋賀県知事)  
健康・福祉総研理事

#### ■申込方法

5月11日(金)までに電話で☎へ

### ☎地域包括支援センター(高齢福祉課) 〔保健センター〕

☎71・4652 ☎72・1481

## 市民生涯学習講座の企画・ 運営委託団体を募集します

■**応募資格** 市内を拠点に活動する生涯学習の活動団体で、3人以上(うち半数が市内在住か在勤の人)で構成される団体

■**講座内容** 平成31年2月末までに開催する生涯学習に関する内容のもの。原則として市内在住か在勤の人を対象に市内で実施する講座

#### ■委託内容

- ① 講座の企画
- ② 講師の依頼・調整
- ③ 施設借用調整
- ④ 講座に関わる広報活動
- ⑤ 講座資料の作成、講座当日の会場設営・受付 ほか

■**委託金** 講師謝礼、施設使用料、資料代などのうち、市が認めるものについての経費を委託金として支払います。(上限10万円)

※採用数に応じて上限額が変わります。

■**応募方法** 5月21日(月)までに企画提案書を☎へ(郵送可。必着)

※企画提案書、募集要項は☎に置いています。

※書類審査(企画提案書)の結果を6月下旬頃に通知します。

### ☎生涯学習課〔西庁舎〕

(〒520-3195 住所記載不要)

☎77・6250 ☎77・6253

店舗など以外の場所で買い取り業者が物品を購入することを「訪問購入」、「訪問買い取り」といいます。貴金属やブランド品などを強引に買い取るトラブルが多発したため、訪問購入は法律で規制されています。査定を頼まれたのに、買い取りを勧誘したり、事前の約束



消費者庁  
イラスト集より

「不用品買取のお知らせ」というチラシを見て電話をし、引き出物の食器の買い取りを頼んだ。翌日家に来た業者は「本部で査定をする」と言って食器の写真を撮り、本部に送信した。結果を待つ間に「貴金属はないか」と部屋に上り込んできて、最終的には、指輪などを安く買い取り、食器の買い取りは拒否された。

### 消費者 悩みの相談室

## 不用品の売却

依頼した物は買取拒否され、  
貴金属を買い取られた

とは違う物品の買い取りの勧誘をすることは違反になります。消費者も売るつもりのない貴金属やブランド品を安易に見せることはせず、不要な勧誘はきっぱりと断りましょう。また、売却した場合は、契約書面を受け取りましょう。買い取り額が1万円以上になる場合は売り主の本人確認が求められます。また、書面を受け取った日から8日間は、クーリング・オフができます。ただし、2輪以外の自動車・家具・大型家電・本・CD・ゲームソフト類・有価証券などは適用されません。誤解を与えるような広告が出回っているようですが、市が不用品の買い取り事業をすることはありませんので、気をつけてください。

### ☎消費生活センター〔東庁舎〕

☎71・2360  
☎72・3788